

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N529
2015・3・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

集団的自衛権の行使容認を認めない我が町の小さな取り組み……………野仲厚治
教科書をはじめとする現在の教育に関する情勢とその問題点……………林 裕介

検証：「新時代の刑事司法」の背景と実像（第8回）

日弁連理事会での議論を振り返って思うこと……………齋藤拓生

法曹養成問題の新局面⑧

法曹養成問題における最優先課題……………緒方 蘭

ロースクールの実情と法曹養成

ロースクール生の青法協活動の重要性……………大住広太

九州第二弾、給費制廃止違憲訴訟熊本訴訟始まる……………福永紗織

電動車椅子費の支給を求めて ～2015年2月27日福岡地裁勝訴判決のご報告～……………國府朋江

「逆送対象事案」の少年事件の付添人を経験して……………塚越朱美

高校女子テニス部熱中症事件で逆転勝訴……………柿沼太一



春がくる。(紋別)

集団的自衛権の行使容認を認めない

我が町の小さな取り組み

大阪 野仲 厚治

1 私は大阪支部所属ですが、ほとんどの活動範囲は大阪と和歌山の中間に位置する岸和田支部の裁判所が中心です。

二〇一四年七月、岸和田年金者組合（会員数二五〇名）を代表する元教組の委員長の方から、年金者組合の年次総会があるので「憲法の話をしてほしい」との依頼を受けました。「年金の話（憲法二五条）はできませんよ」と申し上げると、「それ以外のテーマでも良い」とのことでしたので、それならばということで「憲法の平和主義と集団的自衛権」について話をするようになったものです。

されました。総会も、岸和田市内の最も奥深い、路線バスの終点の牛滝山の麓近くにある宿泊施設付きスパの会議室を借り切り、当日は七〇数名の参加者で大変盛会でした。牛滝山から距離にして数キロも山に登ると、和歌山との県境です。泉州葛城山という風光明媚な山々が連なり、比較的心者向きのハイキングコースで、和歌山から大阪湾や関西空港などが一望できます。

2 「年金を切り下げるな」というスローガンの下に、市府国との交渉事や年金裁判など活発に行動しておられる組合員の方々ですが、他方で様々な趣味の会を持っておられることに驚か

3 講演のレジュメを準備する中で、私は「週刊金曜日」に連載中の佐高信さんの記事「新・政経外科」で、舌鋒鋭い記事を二つ見つけました。創価学会に関する六月六日号「信じていいのか、創価学会」と、公明党に関する七月四日号「裏切り常習犯、公明党」です。集団的自衛権行使容認の閣議決定をする上において、創価学会と

公明党の果たした犯罪的とも言える役割は後世の歴史に刻まれることでしょう。学会の広報部なる部署が、「学会や党があたかも平和を指向する」かの如きポーズを広報しながら、実際は自民党と結託してこうした裏切り行為を繰り返してきたのが同党の本当の姿です。

佐高さんが引用する一節にこうあります。

『公明党が社会党と連立政権を組むとか、野党連合の中に入るといふようなことは、先ずありえないと私は考える。その意味において、自民党と連立政権を組んだときちょうどナチス・ヒトラーが出た時の形と非常によく似て、自民党という政権の中にある右翼ファシズム的要素、公明党の中における宗教的ファナティックな要素、この両者の間の癒着関係ができ、保守独裁体制を安定化する機能を果たしながら、同時にこれを強力にファシズム的傾向にもつていく起爆剤的役割として働く可能性も非常に多くもっている。そうなったときには日本の議会政治、民主政治もまさにアウトになる』

これはご存知でしょうか、今から実に四五年前の一九六九年に藤原弘達氏が出した著書『創価学会を斬る』の中の一文だそうです。戦後の今に生きてきた私どもは実体験としては経験をしていないファシズムですが、忍び寄るその軍靴と安倍政治の向かう先、不気味なまでに戦前に似ている

ような気がしてなりません。北朝鮮、中東、そして中国の拡張政策に後押しされて戦後政治からの脱却を図る安倍政治とは、彼の祖父が果たし得なかった憲法改正と戦前への回帰にはかならないと思います。いよいよ、憲法改正が眼前に迫ってきました。それは、いかなる形であるにせよ国民の命を危険にさらす道を開くことにはかならないと危惧するものです。

ちなみに、例の閣議決定にまつわる私の推理はこうです。安倍政権を支える高村自民党副総裁は安倍の地元山口県の実業家・高村公明の幹事長の北側は大阪の弁護士、公明党代表を務める山口は私と同期の大阪修習ですが、弁護士としては二人の後輩です。安倍の意を帯びた高村と公明党を事実上牛耳る北側とが裏取引をして決着させたものが今回の閣議決定です。しかし、この閣議決定は、「平和のために戦争をすることを認める代物」です。自・公はこの論理矛盾を国民に対して説明すべき責任があります。

4 その後、大阪の伝統ある「あかつき川柳会」(鶴彬顕彰事業基金主催)にも招かれて同様の講演をする機会がありました。

『戦争が 廊下の奥に 立っていた』
鶴彬氏の川柳です。久しぶりに、地元の柳会の方との交流を再開しています。こうした縁で、ア

カハタ新聞日曜版などで選者を務めている「岩佐ダン吉」さんとも二〇数年ぶりに再会しました。主義主張は異なっていますが、「反戦・平和の一点」

で共に行動できればと思っています。大阪の田舎町での小さな活動です。

「平和といのちと人権を！ 五・三憲法集会」への参加を呼びかけます

ことしの五月三日の憲法集会は、これまで別個に行っていた二つの集会が一つになります。超党派の市民団体や労組が参加する「五・三憲法集会実行委員会」が開催する集会と、平和フォーラムが主催する集会の二つが一つに結集するのです。こうした共同は、安倍政権による暴走する憲法破壊に立ち向かうためには、今まで以上に大きな共同の取り組みを広げる必要があるからとの認識から生まれました。

ど、庶民や労働者をしいたげ、格差や貧困を増大させる政策にも歯止めがかかっていません。今回の集会はこうした情勢にふさわしい大きな取り組みです。

こうした趣旨に賛同して、私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会も、法律家六団体の一つとして、この「五・三憲法集会」の賛同団体に加わりました。多くの会員のみなさんに、この大集会への参加を呼びかけます。また、各地でも憲法記念日にあわせて同様の集会が開催されることと思いますので、そちらの集会の状況などをぜひ青法協本部までお寄せください。

いま安倍政権は、集団的自衛権行使を容認し、海外での戦争を推進する具体的な法制を準備しています。日米防衛ガイドラインの改定、秘密保護法の施行も進められ、いまほど憲法の平和主義がないがしろにされているときはありません。また、福島原発事故の検証がなされないまま原発再稼働への動きが加速化しています。さらに、消費増税や社会保障の切り捨てな

◇日時…五月三日(日) 一三時～一五時半
◇会場…臨港パーク

(最寄駅…みなとみらい駅)

教科書をはじめとする 現在の教育に関する情勢とその問題点

神奈川 林 裕介

一 安倍政権による「教育再生」の目的

第三次安倍政権がめざす国家は、①憲法九条を改悪してアメリカと一緒に「戦争をする国」、そして②「大企業が世界で最も活動しやすい国」である。そして安倍政権は、このような国家を支える「人材」、すなわち国家や大企業に奉仕する、愛国心・道徳心を備えた「人材」の育成を目的として、教育再生という政策を掲げている。

自民党改憲草案の前文をみても、「教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる」とされている。このことから、安倍政権が、子どもを国家や企業のための単なる「人材」としてとらえ、子どもひとりひとりの個性を大事にして育てる姿勢を持っていないことが如実に表れている。

以下では、安倍政権による教育再生のさしあたりの特徴として、(i)道徳の教科化、及び(ii)教科書への介入について取り上げ、その問題点について具体的に述べる。

二 道徳教科化の問題点

まず、道徳の教科化に伴う問題点である。中教審の答申(二〇一四年一〇月二日)を受け、政府

は、二〇一八年度からの道徳の教科化に舵をきっている。現在においては、道徳の教材については教員の自由であり特に指定はなく、道徳に関する成績が子どもたちに付けられることもない。しかし、道徳の教科化により、授業において検定教科書の使用が義務付けられ、また、子どもの道徳心について、評価がなされるようになる。

この教科化により、子どもにどのような影響が生ずるのであるのか。まず第一に、教科書検定を通った、すなわち国の意向を酌んだ教科書の使用が義務付けられる。現在、文科省が出している道徳教科書には、愛国心や全体主義的な内容が、「道徳」として盛り込まれている。このため、検定教科書も、おおむね同様の内容になるおそれがあり、愛国心や全体主義的な考えが子どもたちに教え込まれることになる。第二に、子どもの道徳心について評価がなされるようになる。このため、子どもたちは、教科書の内容(愛国心や全体主義的な考え)に従わざるをえなくなる。あわせて、最近では、二〇一五年二月四日に、文科省が、新学習指導要領案を発表した。その内容をみてみると、小学校三年生以降だった愛国心教育を一年生からに前倒しするということが書かれている。

以上により、国家や企業に奉仕する愛国心や全体主義的な心が、子どもたちに強制されてしまうおそれがあるのである。

三 教科書検定基準の改悪

次に、教科書検定基準の改定である。これは、二〇〇四年に既に改訂されてしまったが、次のような基準が盛り込まれた。まず、政府の統一的な見解又は最高裁判例に基づいた記述をしなければならない。また、未確定な時事的事象については強調してはならない。さらには、通説の見解がない数字などの事項については、通説の見解がないことを明示しなければならない。

このような検定基準は、政府見解や最高裁判例を至上のものとすることへの危うさにつき全く配慮がないし、未確定な事象や通説の見解とは、曖昧な基準である。結局は、国・政府に都合のよい検定がなされてしまう。

そうすると、現政権は、先の戦争における日本の侵略・加害の歴史に否定的であるため、このような政権下での検定教科書は、戦争を美化し、愛国心ばかりを強調する内容となるおそれがあるのである。

四 育鵬社版教科書の問題点

次に、育鵬社版教科書の問題点である。先に述べたような検定基準改悪により、戦争の美化・

愛国心の醸成に記述を割く教科書が多くなるおそれがあるが、既にそのような内容を掲載している教科書が存在する。それが、つくる会系の教科書（育鵬社版等）である。本年は、中学校の教科書採択の年であるが、特に育鵬社版の教科書が、年々採択を増加させている状況にある。この教科書は、アジア太平洋戦争を「大東亜戦争」、すなわちアジア解放のための戦争であるとし、侵略の歴史を覆い隠す内容となっている。また、明治憲法を高く評価し、一方で日本国憲法については押し付け憲法であると批判している。

このような育鵬社版の教科書は、戦争における日本の過ちを隠し、これにより愛国心を醸成するという、安倍政権における教育再生の目的に沿う内容となっているのである。

五 教育委員会制度の改悪と 首長による介入

また、二〇一四年の地方教育行政法の改悪により、首長が教育委員会による教科書採択に一定の影響を及ぼすことができるようになった。この状況を利用して、「育鵬社版教科書採択をめざす教育再生首長会議」に参加する首長らが、育鵬社版教科書採択を狙っている状況にある。

こうして、行政側が教科書の内容について介入

をしていくことができる土壌ができつつある。

六 今後の取り組み

このような状況に対抗する取り組みとしては、①教育委員会へのはたらきかけ、②街頭宣伝やリーフレット・チラシを活用した宣伝行動、③教科書展示会でのアンケート記載、④学習会の開催などがある。そして、子どもの教育に最も関心のある、子どもの保護者たちに、この運動を広げることが非常に重要であるといえる。

まず①について、そもそも教育委員会に教科書採択権限があることについては、明文上必ずしも明らかではないため、教育委員会による採択自体に反対をしていくという方法もあるが、教育委員会が採択をしている現状を踏まえた方法として、教育委員会にはたらきかけという方法がまず有効であるといえる。

また、②について、教科書ネット21など、各関係団体が出しているリーフレットを活用して宣伝をしていくことが有効であるといえる。

また、③については、教科書検定後、教科書が採択されるまでの間に、各自自治体において検定を通った各社の教科書の展示会が開催される。その展示会においては、アンケートが募集されており、各社の教科書に対する市民の声を届ける機会が設

けられている。この機会を大いに活用すべきである。

④については、教育に関する問題が社会の関心を集めているとは必ずしも言い難い状況に鑑みて、各地の弁護士が学習会を開催し、関心を広めていくことが、非常に重要である。

七 最後に

教育に関する問題の中でも、特に教科書については、教科書採択が例年七月末ころであるため、運動のために残された時間は多くない。

しかし、前述のように、安倍政権は、教育再生の名の下、安倍政権が目指す国家、また大企業のために、子どもを利用しようとしている。子どもたちの将来を政治のために利用されないよう、安倍政権の政策には、私たち大人が断固として反対の声を上げ、運動を広げていく必要がある。

検証「新時代の刑事司法」の背景と実像…第八回

日弁連理事会での議論を振り返って思うこと

宮城県 齋藤 拓生

1 はじめに

法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会の主たるミッションは、相次いで明らかになったえん罪と一連の検察不祥事をふまえて、取調及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を見直し、究極の人権侵害であるえん罪を根絶する方策を打ち出すことにあった。しかるに、同部会

が全会一致で行った「最終とりまとめ」は、同部会の前記ミッションの達成にとつては極めて不十分なものであった(極めて不十分な可視化や証拠開示等々)ばかりでなく、通信傍受法の対象犯罪の拡大や捜査・公判協力型協議・合意制度(司法取引)の導入という同部会のミッションに反するような内容を含むものであった。不十分なものは、今後、十分なものにすればよい。しかし、えん罪防止や人権保障にとつて有害

なものは、いったん導入されてしまえば、取り返しがつかない事態となる。また、そもそも、通信傍受(盗聴)という憲法違反の制度の対象を、一定の政策目的の実現のために、さらに拡大するなどということは、およそ許されない。何よりも問題なのは、「不十分なもの」と「有害なもの」(さらには、憲法違反を含むもの)を含む「最終とりまとめ」が、一体のものとして一括採決されてしまったことである。

2 通信傍受法制定時の日弁連の対応

(1) 一九九七年(平成九年)五月二日、「組織的な犯罪に対処するための刑事法」に関する意見書

「現代情報化社会において、犯罪現象も電気通信機器を利用し、巧妙化してきているといわれている。捜査上の盗聴の必要性、有用性として法務省もこの点を強調している。しかしたんなる必要

性、有用性からだけで盗聴が認められてはならない。盗聴は、ひそかに全生活を監視し、言論の自由、プライバシーの侵害の危険性をもつものだからである。盗聴以外に捜査手段がないというほどの必要性が必要なのである。」

(2) 一九九七年(平成九年)五月二日、第四八回定期総会決議「組織的な犯罪に対処するための刑事法」に関する決議

「『令状による通信の傍受』は、対象犯罪が組織犯罪に限られておらず、別件の傍受・逆探知を容認している。また、将来発生する犯罪へ捜査を広げ、令状に記載される通信内容の特定が不十分であり、補充の要件も緩やかである。さらに、事後救済措置にも問題があるなど憲法三二条、三五条の要件を満たしているとはいえない。」

(3) 一九九八年(平成一〇年)三月二三日、通信傍受・組織犯罪対策法に関する会長声明

「『犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案』については、通信の秘密の不可侵、プライバシーの保護及び適正手続の保障など憲法上の刑事諸原則の要請を未だ満たしているとは認め難い上記整備要綱骨子の内容のまま提案されたことは極めて遺憾である。」

(4) 一九九九年(平成二一年)六月一日、組織犯罪三法案衆議院可決に関する会長声明

「自民・自由・公明の三党によって提案・可決さ

れた修正案は、通信傍受の対象犯罪を薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航、組織的殺人に限定しているものの、当連合会が意見書で指摘している他の問題点については実質的な議論がなされていない。」

(5) 一九九九年(平成二一年)八月二日、組織犯罪対策法三法成立に関する会長声明

「法案に対して懸念を示す多くの世論があるにもかかわらず、国会において、参議院法務委員会での強行採決を容認したまま、可決したことはきわめて遺憾である。」

3 今回の日弁連の対応と 理事会の議論状況

前記従前の日弁連の通信傍受法に対する日弁連の意見・見解からすれば、日弁連が、通信傍受の対象犯罪の拡大に賛成するなどという選択肢があるはずもなく、日弁連は、「通信傍受の対象犯罪を安易に拡大するべきではない。」との見解を堅持することになる。

問題の焦点は、可視化その他の問題と一括採決となった場合に、日弁連が通信傍受の対象犯罪の一定の拡大を容認するか否かであった。日弁連の理事会では、四月の第一回理事会から、この問題について、熱い議論が繰り広げられた。私も、理事として、この問題について、積極的に質問し、

意見を述べてきた。

執行部は、すでに、四月の理事会において、「取調べの可視化が実現すれば、通信傍受の対象犯罪の拡大もあり得る。」との認識を示した。

五月の理事会では、執行部からは、「個別採決となった場合、可視化はどうなるか、不明である。通信傍受については、対象犯罪の拡大どころ、会話傍受まで行きかねない。」「負けてもいいから、正しいことを言い続けるということだよいか。」「犯罪被害者の刑事訴訟手続参加では、原則論でたたかった結果、日弁連の犯罪被害者委員会ですら求めているような制度が実現してしまった。」などという説明がなされた。

六月の理事会では、「特別部会の採決における態度表明については、最終取りまとめ案が、全体として、この間進められてきて刑事司法改革をさらに前進させるものか、それとも後退させるものかという視点から総合的に評価して決するものとし、第二に基づき最善を尽くした上で、個別採決を求めるか否かを含め、最終的には執行部において大局的見地から判断する。」ことなどを内容とする基本方針が、賛成五八、反対二三、棄権一で可決された(反対した単位会の会長である理事は、二二)。他方、事務当局試案に示された通信傍受の対象犯罪の拡大に反対し、あくまでも個別採決を求めることを基本方針とするべきであるという

少数提案は否決された。

その後、日弁連は、個別採決を求めず、一括して承認することを容認し、二〇一四年(平成二六年)七月九日、「当連合会は、答申案が法制審議会において審議され、法務大臣に答申された後、改正法案が速やかに国会に上程され、成立することを強く希望する。」との会長声明を発し、通信傍受の対象犯罪の拡大を全面的に支持するに至った。

4 日弁連理事会での議論を振り返って思うこと

日弁連執行部の基本方針案は、前述のとおり、「個別採決を求めるか否かを含め、最終的には執行部において大局的見地から判断する。」というものであったが、個別採決を求めることを明言しないことから、最終とりまとめ案を全体として容認する可能性が極めて大きいことは明らかであった。そこで、理事会での議論の焦点は、対象事件が限られているとしても、全過程の可視化の法制化を実現することに大きな意義を見いだして、かつて憲法違反を理由としてその制定に強く反対した通信傍受法の対象犯罪の拡大を容認することの是非にあった。

六月理事会において意見を述べた理事は、二三人であった。平成二六年度の理事会において、一

つの議案について、これだけ多くの理事が意見を述べた議案は他にはない。精密採決が行われたのもこの議案についてのみであった。それだけ、理事の関心が高く、重要な問題であったといえる。

日弁連執行部は、理事会で議論を尽くした上で、賛成多数で可決された基本方針に基づいて、最終取りまとめ案を全体として支持するとの決断を行った。今後、日弁連が最終取りまとめ案に即した通信傍受の対象犯罪の拡大法案に反対することは、事実上不可能となった。青法協などの法律家団体において、通信傍受法の対象犯罪の拡大や司法取引の導入に強く反対していくことが重要となる。

日弁連執行部の今回の決断の可否は歴史の審判に委ねるほかないが、日弁連は、全事件についての全過程可視化を実現するために、かつて憲法違反を理由としてその制定に強く反対した通信傍受法の対象犯罪の拡大を容認するという極めて大きな代償を支払ったのであるから、日弁連は、今後、全事件についての全過程可視化を実現するために総力を結集して全力で取り組まなくてはならない。そうでなければ、えん罪被害者をはじめとする市民の信頼と期待を大きく裏切ることになる。日弁連の責任は重く、その役割は重要である。

(二〇一五年三月一日記)

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられ、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」⑧〉

法曹養成問題における 最優先課題

東京 緒方 蘭

1 はじめに

法曹養成問題は現在、混沌の最中にある。大まかな問題だけでも、法科大学院の問題、給費制の問題、法曹人口（主に司法試験合格者数の増減）の問題、司法試験・予備試験の内容の問題など枚挙に暇がない。その上、これらの問題は複雑に絡み合っており、どこから手をつけたらいいかわからない状況である。

しかし、このまま問題を放置すれば、多様な人材や優秀な人材が法曹を目指さなくなり、また、経済的負担によって法律家が国民の権利を守る役割を果たせなくなるおそれがある。

現在は、司法試験合格者数を減らすことばかりが急務とされているが、それだけではなく、法科大学院・司法修習段階での経済的負担の軽減、若手のOJT（日常業務を通じた教育）の充実が最優先課題ではないか。本稿ではその根拠について述べていきたい。

2 法科大学院・司法修習段階での 経済的負担を軽減するべきである

(1) 法科大学院進学による経済的負担

現在は法科大学院の卒業が司法試験の受験資

格要件になっているため、大半の法曹志願者は法科大学院に進学することになる。しかしながら、法科大学院の学費は私立なら年間一〇〇万円から二〇〇万円程度かかり、また、在学中も生活費や書籍代が発生するなど、多額の費用を要する。

経済的に厳しい状況にある者にも等しく法曹になる機会を与えるべきであることから、私は、法科大学院の卒業を受験資格要件とすることに反対である。もともと、法科大学院を即時に廃止することは困難であるため、まずは多くの者が法科大学院に進学できるように、学費負担を軽減する取組みが重要である。

しかしながら、本年一月二六日の文科省の発表によれば、平成二七年度に補助金が増額される法科大学院は全国で八校のみであり、入学者数の減少もあいまって（法科大学院公的支援見直し加算プログラム審査結果参照）、学費負担を軽減することはより困難となっている。

また、補助金の削減によって、地方の法科大学院が相次いで入学者の募集停止に追い込まれ、都市部に居住しなければ法曹になれないという現象が起きつつある。特に九州では熊本大学と鹿児島大学、久留米大学の法科大学院が募集停止となり、法科大学院に進学するには福岡市近辺に居住しなければならないとなった。果たして、地方の法科大学院の補助金を削減し廃校に追い込んでいい

のか、再考の必要がある。

(2) 給費制復活を求めて

新六五期から給費制が廃止され、貸与制(実質は無給制である)に移行した。現在は六八期が給費制廃止下で修習を行っている。貸与を受けた者は修習修了後五年後から貸与金約三〇〇万円を返還していくことになるが、修習修了後五年目は、多くの者が独立、出産・子育て、マイホームの購入など、人生の大きな転機を迎える時期である。貸与金の返済は、新六五期以下の法曹の人生設計に多大な影響を与えるのではないか。

また、給費制が廃止される予定であった新六四期からは、司法試験に合格しても修習を辞退する者が新六三期以前に比べて倍増している(新六三期の辞退者は二二名であるのに対し、新六四期の辞退者は五二名である)。また、給費制の廃止によって経済的理由から法科大学院に行きたくても行くことができない者も相当数増えたと思われる。給費制廃止によって多様・優秀な人材の喪失が加速している。

3 若手のOJTの充実

即独の弁護士の数や就職率ばかりが注目されているが、単純にそれらの数字を基準に現状を把握しても、正確な状況分析はできないと思われる。

最近では、若手弁護士が一、二年程度で独立し、単独で、あるいは複数の同期で集まって事務所を新設するケースが増えている。修習生の間では即独を避ける傾向があり、深く検討せずに法律事務所に入所したものの、事務所が合わずにすぐ辞めてしまうというケースも多く見られるようである。

必要最小限度の業務を覚える前に独立し、先輩の助言を得られない中で業務を行うことは、弁護士自身のみならず、司法を利用する国民の不利益にもなり、結果として国民の司法に対する信頼が失墜するおそれがある。

会員数二〇〇名未満の単位会なら先輩法曹が面倒を見てくれるかもしれないが、大都市の単位会では互いの顔が見えず、きめ細やかな手当はほとんど期待できない。即独や早期独立した若手に対して、OJTを充実させ、業務の相談をすぐに必要な機関を用意する等して、手当をしていく必要があると思う。

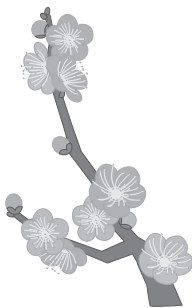
4 若手から見た法曹人口問題

最後に、法曹人口問題について触れる。近年、司法試験合格者の増員及び民事事件数の減少によって様々な弊害が生じており、近年は司法試験合格者を一〇〇〇名以下にするべきとの意見も多く見られる。

確かに、弊害の是正のために、合格者数を一定数まで減らすことは必要であると思われる。

しかし、私を含め多くの若手弁護士は、単に合格者数を減らすだけでは問題の抜本的解決には至らないと感じている。合格者数を減らしても、前記2及び3の問題は直ちに解消せず、また、経済的利益の大きい事件を一部の弁護士が独占する状況は変わらない。若手弁護士や法曹志願者の苦しい状況はなかなか改善されないだろう。

より良い制度を検討するために、事実に基づいて全体を丁寧議論する必要がある。しかし、法曹人口のみならず、法曹養成段階での経済的負担の軽減と若手のOJTの充実も最優先課題とされたい。



ロースクール生の青法協活動の重要性

東京 大住 広太

1 はじめに

はじめまして、東京支部の大住と申します。
二〇一〇年に法学部を卒業し、ロースクールに入学しました。二〇一三年の新司法試験に合格し、前橋で分野別修習を行いました。修習期は六七期になります。二〇一四年の二月に弁護士登録をしたばかりの新人ですが、このたび、法曹養成制度について寄稿する機会を頂きましたので、青法協の活動と絡め、私の経験をもとに、意見を述べさせていただきます。

2 ロースクールでの青法協活動

私は、ロースクールへの入学が決まった年

の三月に、学部時代の先輩に誘っていただき、青法協ロースクール生部会の学習会に参加しました。

私がロースクールに通っていたころの青法協ロースクール生部会の活動は、春休みと夏休みに開催する年二回の講演会企画と、毎月行われる司法試験勉強会が中心でした。

私が所属していたころのテーマとしては、冤罪や集団訴訟、弾圧事件などを取り上げました。ほぼ毎回、弁護団の先生方に加え、当事者の方もいらしてくださり、大変勉強になりました。

新司法試験学習会は、月に一回、若手の先生に答案を送り、添削していただいた上で、解説講義をしていただきました。複数の先生から、それぞれの司法試験の勉強方法等を学ぶことができる良い機会だったと思います。

3 勉強との両立

前記のような講演会企画を開催するに当たり、修習生委員会の協力のもと、毎回都内の各大学にピラを配布したりして参加を募るのですが、特に部会員以外の参加者はなかなか増えません。この点については、長期休み期間に企画立案して開催することから、宣伝期間が短いこともあるかとは思いますが、何よりロースクール生に余裕がないことが原因ではないかと思っています。

多くのロースクールでは、司法試験の合格率を上げるため、留年制度が設けられています。ある私立大学では、学年全体の二割程度が留年し、二年連続で同じ学年で留年すると強制的に退学させられてしまいます。ロースクールに通い、司法試験に合格するには、莫大な時間とお金がかかりますが、それがすべて無駄になってしまうのです。実際に、私の友人も何名か退学処分となっていました。そのため、ロースクール生は常にプレッシャーを感じており、毎回の授業の予習復習、定期試験前の追い込みなど、時間的・精神的に余裕がない状態です。長期休みの期間についても、多くの院生が朝早くから登校し、夜遅く

ロースクールの実情と 法曹養成

まで勉強しています。

また、修習生への給費制も廃止されるなど負担が増える一方、弁護士となった後の将来の展望は明るいいえません。給与の良い大手の法律事務所に入るためには、ロースクールでの成績が重視されます。そのため、少しでも成績を良くしようと、必死に勉強をし、せっかく大学側が用意してくれている充実した周辺科目でさえ、ほとんど選択されていないなかったように思います。

以上のような理由から、ロースクール生は学外団体である青法協のことまでに気を回すことができていないのだと思います。私は未修コースに入りましたので、二割から三割ほどは他学部出身者や社会人経験者の方でした。しかし、多くの方は卒業までにドロップアウトしてしまっています。ロースクールの志望者数の著しい減少からもわかるとおり、ロースクール生に課される負担は、時間的・金銭的・精神的に過大であると思います。

法曹としての最低限の知識を身に付けることは必要ですが、それと同じくらい、興味ある分野についての見識を深め、専門家として

社会に貢献する素養を養成することも必要なのではないかと思います。しかし、現在のロースクール生は、それができる状況とは言えません。合格後にそういった活動をしようと思っただけでも、いきなり全国各地での分野別修習が始まってしまうので、横のつながりを作ることが難しい状況です（六八期からは全修習生が揃う一カ月の導入修習が始まりましたので少しは改善されましたが、一カ月では難しいことに変わりはありません）。また、多くの修習生は、二カ月ずつしかないそれぞれの修習に取り組むことで、適度に忙しく充実した修習生活をおくることができるため、それで満足してしまっている印象を受けます。

4 今後の課題

私の周りには、人権問題に興味があるという院生はかなり多かったように思います。興味があるのに参加できない、というのは非常にもったいないことです。私自身にとっては、机に向かい、試験に受かるための法律のことばかり考える日常の中で、自分たちの興味があるテーマを選出し、講演会を開いて学ぶことは、非常に良い刺激になりました。精神的に余裕がないと思っただけでも、青法協で活動

し、先輩の先生方や当事者の方、志を同じくする院生から話を聞き、意見交換をすることが、良い気分転換となっていましたし、また、自分が目指す法曹像を形成したり、再確認したりすることで、勉強のモチベーションを保つことができたのだと思います。

現在の法曹養成制度の中では、ロースクール生の中から青法協として横のつながりを深め、継続的に一緒に活動していくことができない仲間と、環境を形成していくことが重要だと思います。私がロースクール生の時も、青法協の皆様は惜しみなくご支援下さいましたが、今後はより積極的に支援することが重要かと思っています。

5 最後に

ロースクール生時代や修習生時代は、修習生委員会をはじめ弁学会合同部会の皆様には大変お世話になり、感謝しております。今後は、私が後輩を支援していく立場になります。諸先輩方から頂いた多大なるご支援の御礼を、後輩に向けて返していきたいと思っておりますので、今後も引き続きロースクール生、修習生への皆様からのご支援をよろしくお願い申し上げます。

九州第二弾、

給費制廃止違憲訴訟 熊本訴訟始まる

熊本 福永 紗織

1 はじめに

私は、給費制廃止違憲訴訟熊本訴訟の原告団長の福永紗織です。

二〇一四年一〇月二二日、熊本地方裁判所に対し、六六期司法修習を終えた九州一円の弁護士四名が原告となつて、司法修習生給費制廃止違憲訴訟を提訴しました。ご存知のとおり、新六五期の訴訟が東京、名古屋、広島、九州（福岡）で提訴されており、それに続くものです。六六期は、熊本の他、東京、札幌でも提訴しました。

2 熊本訴訟の特徴

(1) 共同代表が特徴的

熊本訴訟は、六五期九州（福岡）訴訟にない、弁護団長を加藤修弁護士と塚本侃弁護士に共同で務めていただいています。お二人は、かつて、水俣病裁判の法廷では原告席と被告席で対面していました。給費制の問題は、立場を超えて法曹全体で取り組むべき課題であることの現われです。

(2) 代理人数が特徴的

熊本訴訟では、熊本県弁護士会所属の先生方の多くに代理人になっていただくよう呼びかけ、県



給費制提訴行動

弁護士会所属会員（提訴当時二五〇名）の過半数の二三八名の先生に代理人になって頂きました。

裁判所やマスコミに、給費制を復活させなければならぬことをアピールするため、さらに代理人を増やしていく予定です。代理人拡大運動の一

つとして、弁護士会館内に設置されている各会員用トレイに、この訴訟のマスコットのひよこのシールを貼っています。

(3) 門前集會が特徴的

提訴日、期日の門前集會では、毎回、原爆症訴訟やハンセン病訴訟、住民訴訟の原告さんをお招きして支援者の方に参加して頂いています。給費制の問題は、司法修習生だけではなく、国民の人権擁護の実現にかかわる問題であることを訴えています。

3 給費制廃止が違憲であること

かつて戦争という最大の人権侵害を防げなかった司法制度が反省され、日本国憲法は、基本的人権の尊重を実現するため、司法権の独立及び権能を強化し、弁護士、検察官も憲法上の存在として位置づけました。つまり、法曹三者は、それぞれの立場から司法を担う公的な地位にあることが明確化されたのです。法曹三者がその役割を果たすためには、質の高い法曹を養成する制度が不可欠です。

また、戦前の法曹養成制度では、弁護士の地位が低く、法曹がその共同使命を自覚しえなかったことから、法曹三者いずれになるのを問わず国が

法曹を平等に養成する統一司法修習の実施は、憲法上の要求であって、まさに国の責務です。

司法修習の効果的な実施は、修習生の修習専念義務だけではなく、経済的な給付を伴って初めて実現されるもので、修習生への給費は国の責務であり、修習生の立場からすると給費を受ける権利があるということになります。

また、修習生は、司法研修所長の監督に服し、時間的場所的拘束を受けるほか、様々な規律を受けています。それは、司法修習が、法曹としての役割を果たすにふさわしい能力を備えるという職務として行われるものだからです。

そこで、熊本訴訟では、①法曹の憲法上の位置づけ、及び、②憲法二七条に基づく二つの構成で給費を受ける権利を主張しています。

4 給費制廃止違憲訴訟への ご理解とご協力をお願い

給費制復活のための運動も大切ですが、この訴訟は、法曹が司法権を担う存在であり、給費制の廃止は司法権を弱体化させ、国民の人権擁護の実現を妨げるおそれがあることを真正面から訴えるもので、私は、訴訟に意義を感じています。

また、この訴訟は、新しい憲法論を展開する部分もあり興味深いものです。

私が抱える五〇〇万円の借金のうち三〇〇万円が修習時代の貸与金です。借金返済の自信はまだ付きませんし、この借金がなければどんなに身軽かと思いい理不尽に感じています。そして、給費制の廃止は、私たち世代は給費を払うに値しないと言われているように感じ、受験時代から今でも傷ついています。

原告は皆、給費制の廃止によって、それぞれ不安や、悲しみ、怒り等を感じています。是非、私たちの思いを共感して頂き、給費制廃止違憲訴訟へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

電動車椅子費の支給を求めて

2015年2月27日福岡地裁勝訴判決のご報告

福岡 國府 朋江

1 はじめに

さる二〇一五年二月九日、福岡地方裁判所第二民事部において、心臓機能障害をもち、自力では最大で二〇〇メートル程度しか歩行する能力のない原告の補装具（電動車椅子）費支給申請に対し、「原因となる疾病から日常生活活動が著しく制限されているとは考えにくく、生活、社会活動状況（通学を含む）から現段階では障害者自立支援法における電動車いすの対象とは認められない」として申請を却下した処分（本件処分）の取消及び補装具費の支給義務付けを認める判決が言い渡されました。補装具費の支給義務付けを認めた判決はおそらく本件が初だと思われます。

2 原告について

原告は単心房単心室及び肺動脈閉鎖の心臓機能障害がありますが、手足の機能にはなら障害はないため、自宅の一階では自力で歩行し生活しています。

もともと、最大で二〇〇メートル程度しか自力歩行できず、手動の車椅子を自走させることもできないため、外出時は常に両親に手動の車椅子を押してもらっています。

原告は、高校を卒業し、写真の専門学校に入学したものの、博多駅から二〇〇メートル程度の距

離にある学校までの通学の辛さから、一ヶ月で退学を余儀なくされました。

それでも一人で出かけて写真を撮りたいと考え、電動車椅子費を申請しました。

原告はこれまで心臓機能障害があることが当たり前の生活であったため、学校で自由に動き回ること、外で遊ぶこと、自分だけで外出すること、外出した先で友人に会うこと、写真を撮影するために自由にアングルを変えて納得するまで何度も撮影することといったことを諦めてきました。外出するにも親に車椅子を押してもらわなければならなかったため、買い物に出かけるのにもまとめ買いに行こう、など常に親に遠慮してきました。

そのような原告が、自分の出かけた時に気軽に出かけたい、一人だけで自分の行きたいところに行きたい、旅行先で写真を撮る時に納得のいくまで撮影場所を探し回りたい、そんなささやかな願いを叶えるために電動車椅子費の申請を思い立った時、「両親の介助を受けることができる、家の中では自力歩行している、現在通学や通勤に使用する予定がない」といった理由で行政が障壁となつて立ちはだかりました。

3 判決の内容

判決は、補装具費支給の判断においては、市町村に裁量があるとしつつも、障害者基本法一条が、

全ての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の推進を目的に掲げ、障害者自立支援法二条がその基本理念にのっとり、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行い、障害者の福祉の増進を図ることを目的としていることを引用した上で、支給の要否の判断にあたつては、障害者の身体の状態は第一に考慮されるべきであるが、さらに当該身体の状態により当該障害者が日常生活又は社会生活を自立して営むことがどれ程困難となっているかといった観点から当該障害者の生活状況等についても考慮すべきであるとなりました。

その上で、本件処分にあたつては、原告が連続して五分間、二〇メートル歩行できることが電動車椅子の必要性が低い旨の判定の主要な理由となっているが、原告の自宅から最寄りのスーパーまでは二四〇メートルほどの距離があり、そもそも自宅からたどりつくことができず、買い物をするためには店内を歩き回り、復路には荷物を抱えて往路と同じ距離を移動しなければならないことから、原告は日用品の買い物ができないという意味で日常生活を自立して営むことができないといえました。

また、自宅から二〇〇メートルの範囲内には金融機関、投票所となる学校や公民館といった施設もなく、処分にあたつてどのような施設があるか検討した形跡がないこと、買い物や写真撮影の目的地に到着してから二〇〇メートルの歩行を前提とした行動半径では目的を達成できないこと、必ず家族が付き添えるとは限らないとしています（家族の介助を取り上げることが如何かとは思いますが）。

原告が聴き取りの際に就学の予定がないと答えたことについても、心臓の状態に起因して歩行能力が不足しているために、申請時に就学していなかったことを認定し、なぜ就学していないのかという理由について容易に把握できたにも関わらず十分な聴き取りをせず、現に就学就労していないという事情のみを取り上げて移動の必要性が低いと評価することは著しく不合理であるとなりました。

4 おわりに

本判決において示された、個々の障害者の障害特性、生活実態を把握した上で日常生活又は社会生活を自立して営むことができるかという観点から補装具の必要性を判断すべきという考え方は、障害者権利条約にも示されている、障害が機能障害と社会に存在する障壁との相互作用によって生まれるものであり、何が障害になるかは個々の障

害者の社会参加のニーズによって変わるという考え方に通じるものであるといえ、高く評価できるものです。

原告は申請時から三年余りの間、電動車椅子のない状態で過ごしました。裁判の初期にはほとんど父親に代弁してもらっていましたが、期日を経るにつれ、報告集会で自分の言葉で語るようになっていきました。和解の提案をされた時にも、ここまできたら判決が欲しい、内部障害に対する理解が欲しい、と判決まで待つ決意をしました。その結果、完全勝利の判決を勝ち取り、二月二三日、控訴されことなく判決は確定しました。

どんどん成長する彼女の姿を頼もしく感じつつ、こんなに長く彼女の大切な時間を電動車椅子なしに過ごさせておきながら、絶対負けるわけにはいかないと思っていましたので、義務付けまで認められ、本当にうれしかったです。負けてはならないし、絶対負けないと思いつつも、やはり弁護士で、判決を聞くまでは手汗が止まりませんでした。取消と義務付けが言い渡されたのを聞き、隣に座る彼女に抱き付きながら、涙が止まらず、本人が涙する機会を奪ってしまった点は今後の反省したいと思います。

高校女子テニス部熱中症事件で逆転勝訴

兵庫県
柿沼 太一



1 はじめに

本件は、公立高校の女子テニス部のキャプテンが練習中に致死的不整脈を発症して倒れ、懸命の蘇生措置の結果なんとか一命を取り留めたが、低

酸素脳症により二四時間介護を要する状態になったという事故に関するものである。

2 事実関係に関するまとめ

・事故発生…二〇〇七年五月二四日

・二〇〇七年五月に、A子が新キャプテンとして指名された

・五月一四日～三三日まで中間試験のために部活が休みになった。試験期間中は、睡眠が短時間で、かつ睡眠リズムが不規則だった。

・五月二四日に、約一〇日ぶりに試験明けの練習開始。本件事故当日は、コートの気温は三〇度前後を超えていた。

・練習時間は、午後〇時から午後三時までの三時間、途中全体休憩は特になし。

・練習内容は顧問がメモ書きにしてA子に指示をした。その際に顧問はA子に「試験明けだから無理するな」「しんどそうだったらキャプテンの判断で練習を軽減してよい」などの指示は全く行わなかった。

・練習開始後三〇分間は顧問が立ち会っていたが、以後は出張に出かけ、立ち会わず。生徒だけで練習を継続した。

・二年生わずか一〇人だけでコート二面を利用して練習を行った。

・顧問が指示した練習内容は非常にハードで、練習中A子はフラフラする、フェンスに寄りかかるといふ症状が出始めた。部員らは練習を中止するように言ったが、A子は持ち前の責任感の強さから、練習を継続した。

・コートでの練習が終了した後、部員全員でグラウンドでランニングを開始。A子は走る前からしんどそうだったので、みんながやめるように言ったが、「速くは走らないので、しんどかったら休んどく」と言って走り始めた。

・二週目に入るときも、部員は「やめとき」とA

子に言ったが、同A子は続けて走り、二週目の真ん中で「気分が悪い」と言ったので、みんな「無理せんとき」と言ったところ、同A子は歩き出した。

そして、一五時五十分ごろ、A子は、「しんどい、歩くわ」と言った後、手をつかずに突然バタツと倒れた。ひきつけ、痙攣。

・一五時二分に救急車が到着、救急車内で心停止、一六時五十分ごろ循環器病センターに収容され、治療を受けた。

3 本件の主要な争点

(1) 致死的不整脈の発症原因

(2) 教師の義務違反(立会義務及び練習内容軽減義務違反)の有無

なお、本件では、校長の両親に対する事後対応に関する違法性も大きな争点となっているが、紙幅の都合上省略する。

4 第一審の判断

(1) 致死的不整脈の発症原因

当方は不整脈の原因は、熱中症に伴う心筋障害であると主張していた。熱中症の発症要因(高温、高湿度、不規則な睡眠、寝不足、ハードな練習、暑さへの馴化不足等)を全て満たしていたし、実際に発生した症状(意識障害や腎機能障害、横

紋筋融解症等)を全て整合的に説明できるのが熱中症だったからである。

これに対して、被告ら(兵庫県及び保険会社)は、致死的不整脈の発症原因はウイルス性心筋炎という内因性の疾患であると主張し、同主張に沿う医師の意見書を証拠として提出した。

被告らの主張の大きなポイントは、A子に発症直後に高体温が見られない、という点であった。本件では発症後はじめて体温測定がなされたのは発症後約七時間後であり、その時点での体温は三八・二度だったのである。発症直後に高体温だったのであれば、測定されないはずが無い、測定されていないと言うことは高体温では無かったのだ、というのが被告らの理屈である。

一審判決も、それを鵜呑みにし、本件では高体温であったことを認める証拠は無いという理由で、熱中症への罹患を否定した。

実は、発症後しばらくの間体温測定がなされなかったのは、救急隊員や医師が蘇生措置にかかり切りになっていたため、体温測定がなされていなかったにすぎず、体温測定がなされていなかったとは高体温を否定することにはならないのである。当方は、その点を裏付ける主治医の意見書を提出したが、一審判決はそれを無視して判断をした。

(2) 顧問教諭の義務違反(立会義務及び練習内容軽減義務違反)の有無

また、本件では、顧問が指示したとおりの練習を、顧問不在時に行っていたところ発生した事故だったため、当方は顧問の立会義務違反及び練習内容軽減義務違反を主張した。

立会義務については、ご存じのように最高裁判昭和五八年二月一八日第二小法廷判決において「何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情」がある場合のみ負うとされている。

一方「練習内容軽減義務」とはあまり聞き慣れないかもしれないが、顧問教諭には安全配慮義務の一環として、事故が予見可能であれば当該事故が発生しないように練習内容を適宜軽減する義務がある、と構成したものである。

本件では顧問が指示したとおりの非常にハードな練習を行った結果、事故が発生したため、このような構成が最もしっくりくるように思った。

いずれの義務についても、結局顧問教諭において事故の具体的予見可能性があったか否か、が問題となるわけだが、一審判決は、かかる予見可能性を否定しいずれの義務違反も認めなかった。

5 控訴審における立証活動

一審敗訴判決後、当方は直ちに控訴し、控訴審にむけての立証活動の準備に入った。

医学面（致死的不整脈の発症原因）の点について

ては、当初からの協力医、当時の主治医に加え、熱中症の専門家や、大学病院の救急部に所属する医師などを様々なルートをたどって探してコンサルタントを取った。その結果、何人かの医師・専門家からの協力が得られ、複数の意見書を提出することができた。

一方、「顧問教諭の義務違反（立会義務及び練習内容軽減義務違反）の有無」については、一審判決を何度も弁護団において検討するうちに反論の糸口が見つかった。

それは「事故当日の練習内容のハードさを裁判官にわかりやすいように立証する」ということである。

もちろん、事故発生直後からA子と一緒に練習をしていた部員からは何度も事情聴取をして陳述書を提出し、かつ現場の状況（日差しの状況や気温等）についても調査をした上で調査報告書を提出していた。

しかし、一審判決は「本件事故当時の練習は必ずしもハードではなかった」と認定した。この認定が、熱中症の発症を否定し、かつ顧問における事故の予見可能性を否定するという一審判決の根幹にあるのではないかと考えたのである。

そこで、「事故当日の練習内容のハードさを裁判官にわかりやすいように立証する」という点に焦点を当てて立証活動を始めた。

今後の日程

【総会】

第46回定時総会
2015年6月27・28日（土・日）兵庫県

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、
本部事務局までご連絡ください。

【司法問題対策委員会】

4月10日（金）17時半～
日民協会議室

【憲法委員会】

4月13日（月）10時半～13時
青法協本部

【修習生委員会】

4月22日（水）15時～17日
（全国スカイプ会議は15時～15時半）
青法協本部

【広報委員会】

4月20日（月）18時～20時
青法協本部

その結果、幸い、テニス指導の権威である某体育大学の教授の協力が得られた。

同教授は、意見書のまとめとして、「本件事故当日の練習は、水分摂取量が圧倒的に不足していたこと、強い強度の運動を全く休みなく、三時間続けて行っていること、気温がコート上で三〇度以上あったこと、天気は快晴・無風であったこと、日陰も無かつたこと、帽子をかぶっていないかつたこと、急に暑くなつてまだ暑さに馴化してない状態であつたこと、キャプテンとしての心理的プレッシャー、一〇日間練習しておらず、更に寝不足が続いている状態であつたにもかかわらず、急に平素より一時間長い練習を行っていること、昼食も食べられていないこと等の要因が重なっていることから考えても、その練習は過酷なものであつて、A子に与えた負荷は極めて過大なものであつた」との意見を述べてくださった。

6 控訴審での逆転判決

その結果、控訴審では、①医学面については、不整脈の原因は熱中症であることを認めた上で、②顧問の立会義務違反は否定したもの、事故が発生することは予見可能だったとして、顧問の練習内容軽減義務違反を認め、結論として当方の請求を認めた。

振り返って気づくのは、控訴審での逆転判決を

もたらしたのは、控訴審に入ってから地道な立証活動に尽きる、というごく当たり前のことである。特に、練習のハードさについて専門的／客観的な意見を得られたのは非常に大きかつた。

協力してくれた大学教授に感謝するとともに、そのような協力が得られたのは、A子の両親のお人柄と、「何が原因で事故が起つたのか。誰が

編集後記

▼本誌の三月号の表紙写真としてテレビ映像でしか見たことのないオホーツク海から紋別に押し寄せる壮観な流水シーンを撮りたく、

北海道の紋別に飛んだ。▼オホーツク紋別空港は、羽田空港から小型ボーイング機で、片道一時間五〇分の、ANA便の一日一往復しかない暇な空港。二月末の紋別の空は荒天候。折からの強風に搭乗機は上に下に、右に左にと弄ばれ、多少の不安気と軽い吐き気に襲われる。▼ところで、オホーツク紋別空港活性化プロジェクト推進会議の「不思議の海からやってくる流水マジック」「流水に愛に恋。」とかいうキャッチコピーですっかりその気になり、アルキメデスの原理を応用したと言う巨大スクリーン二本付きの『ガリンコ号』に乗り込ん

責任を問われるべきなのか。それをどうしても知りたい。」という熱意、もつと言えは執念に共感して頂いたからではないかと思う。

本件では、県側が上告をしたため、引き続き控訴審判決の確定を目指していく所存である。

だものの、肝心の流水は紋別港からはるか三〇キロメートル先海上にどっしり鎮座したまま。▼ために、無念の涙をのみ、『アストロジヨンホール』での大音量・大画面、全天候で構成された二〇分間の流水映像による疑似体験で強制納得。▼スタッフの話によれば、これも近年の地球温暖化による環境の変化が原因とのこと。ここ一〇〇年で気温が一度上昇したとせいで、流水勢力は半減し、出現率ゼロの年もあるそう。あのオーロラの出現率よりずっと低いことになる紋別での流水との出会いは、傲慢不遜な我らが愚行で今や運が良ければ体験できるという稀有な自然現象となった。▼と言う訳で、表紙の写真は紋別港の湾内では『ガリンコ号』の右舷から身を乗り出して何とか撮った「流水？」である。

(宮本 智)